第三条に次の一項を加える。

5　幼保連携型認定こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の定めるところによる。

第四条第二項中「中等教育学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同条第三項中「及び中等教育学校」を「、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、同条第四項中「中等教育学校」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第七条第二項中「設置する」の下に「学校法人等（」を、「同じ。）」の下に「又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

第十四条の二中「学校法人」を「学校法人等」に改める。

第二十二条第一項中「教育職員」の下に「（幼保連携型認定こども園の教員を除く。次項において同じ。）」を加える。

附則第十四項中「、附則第五項の表備考第一号」を削り、「学校法人」を「学校法人等」に改め、「有する者）」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項及び附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び同項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者」を加える。

附則第十五項中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

附則に次の一項を加える。

19　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三第三欄中「含む」を「含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改め、同表備考第二号中「学校法人」を「学校法人等」に改め、同表備考第八号中「幼稚園」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

別表第七第三欄中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

別表第八第三欄中「含む」を「含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第十四条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この法律で」を「この法律において」に、「に基き」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき」に改める。

第四十三条中「第二条第二項に規定する国立学校」を「第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するもの」に、「同項に規定する公立学校」を「第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するもの」に改める。

第四十四条第二項中「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）」及び「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）」を削り、「大学及び高等専門学校」を「幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園」に改める。

第四十八条第一項中「又は」を「若しくは幼保連携型認定こども園又は」に、「大学以外」を「大学及び幼保連携型認定こども園以外」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第十五条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加える。

第四条中「都道府県知事」の下に「（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）」を加える。

第五条中「私立学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）」を加える。

第六十五条の三中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附則第十二項中「、第五条」及び「、第八条第一項」を削り、「学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を「学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校」に改め、「学校を設置する者」の下に「並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人」を加える。